



はい！こちら消費生活センターです

悪質商法（暮らしのレスキューサービス）にご注意を

トイレの修理、水漏れ・配管等の詰まりの修理、鍵の修理・交換、害虫の駆除など、日常生活でのトラブルに事業者が対処する「暮らしのレスキューサービス」において、事業者からの高額な作業量の請求を受けたという消費者トラブルが増加しています。本センターにも「ハチの巣ができたのでインターネット広告で見つけたハチの巣駆除業者と契約し作業してもらった後で、家族に高いのではないかと問われた。」といった相談が寄せられています。

以下に対策などを紹介します。

事例①トイレ修理「390 円から」のネット広告をみて依頼したら 55 万円の請求をうけた

②解錠で高額請求され「個人情報を知っている」と脅されその場で支払った。

対策①修理等を依頼する前に確認・準備することは

◎インターネット上の広告の金額表示をうのみにしない。

②地元の工務店や自治体の管工事組合など信頼のおける事業者を探しておく

◎実際に水漏れなどのトラブルが起こった時を想定し初期対応について調べておく。

③作業に来てもらったときに気を付けることは

◎契約を急かされる、次々と高額な作業を提案される場合などは作業を断る。

④作業後に高額な料金を請求された場合は

◎料金・作業内容に納得できない場合は、その場で支払いをしない。

不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

相楽消費生活センターは

4月28日より京都府木津総合庁舎に仮移転しました

（住所：木津川市木津上戸18番地1）

消費生活の相談や苦情はお気軽に相楽消費生活センターへ（電話又は来所）

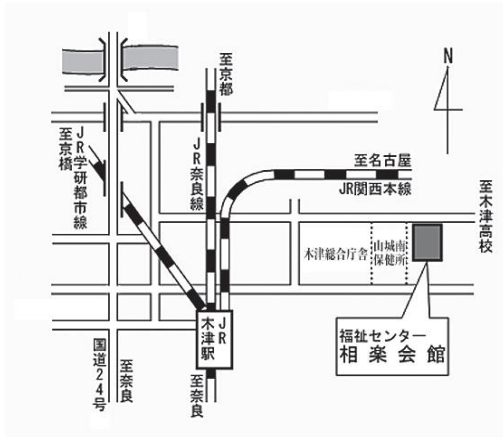
☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は無料です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時



相談すれば 楽になる